

## 中部運輸局自動車交通部

令和2年12月10日 14時発表



## 【お問合せ先】

中部運輸局自動車交通部旅客第二課

担当：森、小田

Tel 052-952-8036

## マスク非着用者のタクシー利用にかかる運送約款の変更を認可

中部運輸局は、“タクシーの乗客が正当な理由なくマスク着用を拒否した場合に乗車を拒否できると定めた運送約款”の変更について、本年11月13日までに申請があった18事業者（詳細は別紙のとおり）に対し、下記のとおり認可したのでお知らせします。

本認可により、中部運輸局管内で初めて“マスク非着用者のタクシー利用にかかる運送約款”が適用されることとなります。タクシー利用者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## 記

○認可年月日：令和2年12月10日

○認可事業者：名古屋交通圏	16事業者	1,431台
知多交通圏	1事業者	24台
西三河北部交通圏	※1事業者	18台
岐阜交通圏	※1事業者	67台
津交通圏	1事業者	9台
松阪交通圏	※1事業者	5台

※運送約款は1事業者の認可で当該事業者が営業する複数の営業区域に適用

（西三河北部交通圏、岐阜交通圏の事業者は名古屋交通圏の16事業者に含まれ、松阪交通圏と津交通圏は同一事業者）

- タクシー乗車の際のマスクの着用は、エッセンシャル・サービスであるタクシー事業の安定的な継続のため、ウィズコロナにおける新しいエチケットとしてご理解・ご協力をお願いしているところです。
- 今般、中部運輸局管内の一部のタクシー事業者から、「①運転手がマスクを着用していない理由を丁寧に聞き取った上で、②病気など正当な理由がない場合に限りマスクの着用をお願いすることを基本とし、③それでも正当な理由なくマスクを着用しない利用者のみ乗車をお断りする内容」を運送約款に規定する申請があり、運転者のみならず、次に乗車する利用者の感染防止対策に資するものとして認可しました。
- ただし、マスク非着用者の乗車を一律にお断りするものではなく、事業者が上記①～③を丁寧に実施するよう指導を徹底してまいります。

## 認可事業者一覧

営業区域	事業者名	保有台数	備考
名古屋交通圏	つばめ自動車	180台	つばめタクシー グループ
	新栄自動車	74台	
	三ツ輪タクシー	60台	
	ライオン交通	51台	
	伸和交通	51台	
	愛知つばめ交通	39台	
	セントラル交通	50台	
	中央交通	75台	
	ひかり交通	65台	
	都タクシー	63台	
	あんしんネット21	159台	
	あんしんネットあいち	98台	
	あんしんネットなごや	163台	
	第一フジタクシー	157台	
	第二フジタクシー	79台	
第三フジタクシー	67台		
知多交通圏	知多つばめタクシー	24台	つばめタクシー グループ
西三河北部交通圏	愛知つばめ交通	18台	
岐阜交通圏	つばめ自動車	67台	
津交通圏	嬉野タクシー	9台	
松阪交通圏	嬉野タクシー	5台	

(合計) 18事業者 / 1,554台

<営業区域>

<u>名古屋交通圏</u>	名古屋市、瀬戸市、津島市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、愛知郡、西春日井郡、海部郡
<u>知多交通圏</u>	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡
<u>西三河北部交通圏</u>	岡崎市、豊田市、みよし市、額田郡
<u>岐阜交通圏</u>	岐阜市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、各務原市（ただし、平成16年4月1日に編入された旧羽島郡川島町の区域に限る。）、羽島郡、本巣郡
<u>津交通圏</u>	津市、松坂市（ただし、平成17年1月1日に編入された旧一志郡嬉野町、三雲町の区域に限る。）
<u>松阪交通圏</u>	松阪市（ただし、平成17年1月1日に編入された旧一志郡嬉野町、三雲町の区域を除く。）、多気郡